

Title	出資者税構想の提唱とその契機：西ドイツ法人税制改革の礎石
Sub Title	Die Befürwortung des Körperschaftsteuerrechtlichen Anrechnungsverfahren und ihres Motiv : Ein Grundstein für die Körperschaftsteuerreform 1977 in der Bundesrepublik Deutschland
Author	木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.12 (1980. 12) ,p.285- 321
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法学部法律学科開設九十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19801215-0285

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

出資者税構想の提唱とその契機

——西ドイツ法人税制改革の礎石——

木村弘之亮

第一節 はじめに

- 一 出資者税の定義
- 二 出資者税構想の淵源
- 三 戦後における提案
- 四 本稿の課題

第二節 配当利益二重課税の立法理由の当否

- 一 シュツツェルによる理解
 - 二 立法理由の克服
- ### 第三節 法人税制改革の必要性

一 序

- 二 改革の必要性
- 三 資本の流れ
- 四 二重課税の総合経済的效果
- 五 留保利益の累進課税

第四節 代替案の検討

- 一 シュツツェル案
 - 二 エンゲルス案
- ### 第五節 小 括

第一節 はじめに

一 エンゲルスとシュツツェルは出資者税を「営利事業の出資者の個人的所得税と相殺することのできる非独立的な源泉税」と定義する。企業はその利益の一定割合を源泉徴収しなければならない。出資者は、利益持分を自己の所得として課税

出資者税構想の提唱とその契機

され、そしてその持分にかかる出資税を自己の所得税の前払いと主張することが出来る。右ルールは、企業が事業を営む形態に依存しない。⁽²⁾

出資者課税 (Teilhaberbesteuerung)⁽³⁾ は、特殊な源泉税の課税技術を表現すると同時に、租税政策の構想をも含意するものである。技術は思想によつて裏づけられている、と思考することが出来るからである。

さらに、出資者課税の本質的メルクマールは、配当利益と留保利益を企業の出資者の所得として取扱うこと並びに法人の法形態をとる企業の利益に対する二重課税の回避であるとされている。⁽⁵⁾

二 右に定義した出資者税の構想は、一九世紀中葉にまで遡ることが出来るが、実施不可能な方式として退けられてきた。株式会社の営利事業によつて発生する所得はもつぱら各出資者 (株主) の所得であり、したがつて個々の出資者に対してのみ課税すべきであつて会社に対して課税することは出来ない。このような出資者税構想は一八五九年にケルンで公刊されたドイツ論文に端を発する。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

ドイツ論文は、ラインラント・ヴェストファレン州が着実に第一次産業化の段階を歩んでいた時代⁽⁸⁾に提出されている。当時、あたらしいプロイセン都市条例 (東部六プロビンツには一八五三年五月三〇日の条例、ヴェストファレンには五六年三月一九日の条例、ラインプロビンツには同年五月一五日の条例) が市町村 (Gemeinde) と株式会社との關係に画期的意義をもたらした。⁽⁹⁾ というのは、条例制定前には、法人 (株式会社) は地方税を課税されていなかったが、右条例第四條四項に基づき、市街区域に所有権を有するか又は營業を営んでいる法人は、地方税を負担すべき義務を負うに至つたからである。市町村は右條項に基づき特に株式会社から最大の税収をあげている。ケルンにおける一八五八年度市町村所得税の内訳がそれを証明する。ドイツ論文は、そのような株式会社に対する地方税による重課税⁽¹¹⁾はドイツ産業の繁栄を抑制するものであると評価していた。⁽¹²⁾

このような時代背景の下で、ラインラント・ヴェストファレン州の株式会社中央連盟 (Central-Verein der Actien-Gesellschaften in Rheinland und Westphalen) は、その秘書官ディツェル私講師⁽¹³⁾に対し、同州の株式会社が地方税に服するかどうかを諮問した。その答申が「市町村課税との関連における株式会社⁽¹⁴⁾の課税」論文である。かれは、その職責をよく果し、株式会社は地方税を課せらるべきでなく、一步譲るとしても絶対に市町村 (Gemeinde) の課税をうけるべきでない⁽¹⁶⁾、との見解を示している。

その理論的根拠としてディツェルは所得に関連して法人を固有の法人と非固有の法人に区分する。財団法人やコーポレーション⁽¹⁷⁾は、固有の法人であり、それ自体固有の目的を有し所得をその目的達成のために消費しうる⁽¹⁸⁾。これと対照的に、株式会社は、非固有の法人であつて所得を有しえず、株主が所得を得る目的で設立された手段にすぎない⁽²⁰⁾。会社の収益 (剰余価値) は株主に分配されそこで初めて所得になる。次に、アダム・スミス以来一般に承認されている原則によれば、所得のみが租税義務を負い、すべての租税は所得に課せられねばならない。これがディツェルの挙げる第二の論拠である⁽²¹⁾。

敷衍すれば、株式会社は所得そのものを有さず、株式会社の営利事業によつて発生する所得はむしろ会社の各出資者の所得である。株式会社は特別な企業形態であり、多数の資本家はそれを手段に用いてかれらの資本から所得を獲得することができるのである。それ故、所得は、各出資者の許ではじめて所得になるのであり、この者のところで租税を課さなければならぬ。会社のあたらしい財貨及び会社の得た剰余価値は、会社の段階では未だ所得そのものを成さず、単に会社の帳簿上通過してゆく勘定項目にすぎない⁽²²⁾。この関連において、会社の稼得した収益 (所得) をまず会社においてつづいて個々の株主の許で課税することはできない⁽²³⁾。

ディツェルは、このように株式会社でなく株主の所得が課税対象であることを理論づけたのち、さらにその課税方式について二つの可能性を説く⁽²⁴⁾。その一は、各株主の租税が特別に計算され株主が直接に課税される方式であり、他の一は、すべ

ての株主が全体としてその総額について課税される方式である。後者にあつては、租税は会社に課され、したがつて各株主は迂廻して課税される。

いずれの方式が最適であるかは、実務上及び財政技術上の合目的性に基つて判断しなければならない。通常は株主に対する直接課税が支持されるべきである。なぜなら、この直接課税が理論上筋であり、二重課税の危険性はこの方式によつて最も確実に防止することができ、税務官庁の事務手続も当該方式により著しく増加することはないであろうからである。第二の企業課税方式は、例外的に、各株主にとつて合目的必然的形式である場合にかぎつて、許容される。

しかし、ドイツ所得税制は⁽²⁵⁾ドイツの唱道した出資者課税方式に従わなかつた。国庫上の考慮と並んで課税技術上の難点⁽²⁶⁾がその理由であつた。

その後、一九三四年にランペ⁽²⁶⁾が提案した方式は、課税技術上の難点よりむしろ当時の政治上及び経済政策上の理由で、税法改正の資料として役立つなかつたといわれている。⁽²⁷⁾そのランペ案は、留保利益全部を例外なく出資者個人の所得に帰属させようとする点で、原則として今日の出資者税構想及びカナダのいわゆるカーター委員会報告書にみる組合課税方式⁽²⁸⁾に類似するものであつた。

第二次大戦後は、出資者税は経済政策社会政策上のみならず課税技術上も実施可能なものとして論議されている。例えば、グロヴィスは「課税目的に関して法人を商事組合と同様に取扱う案〔組合課税方式若しくは出資者課税方式〕についての行政上の難関は手ごわいものではある。しかし、それは幾多の批判によつて誇張されすぎていた」のであつて、少くとも小規模な同族会社については実施することができる⁽²⁹⁾と考えている。さらに、経済政策及び社会政策の観点から、出資者構想が好ましい諸効果をもたらすであろうことが、シュツェル及びエンゲル人らによつて強調されるに至つたのである。

ドイツ論文から判明するように、株式会社の税負担の軽減、法人擬制説に基づく出資者の持分思想、企業の法形態の

相違に依存する税負担の軽重及び帝国・市町村間における課税権の配分問題が、出資者税構想の重要な契機であつた。しかし、コンピューター設備及び源泉徴収方法等の課税技術が当時不備であり、歳入源の問題あるいは経済—社会政策上の問題等が生じるので、出資者税構想は当時多数説によつて受容されなかつたといふことができよう (vgl., Stützel, W., Die aktuelle Diskussion: Teilhabersteuer, in: Steuer-Kongress-Report 1969, S. 333)。

三　ところが、戦後西ドイツにおける法人税制改革をめぐる議論のなかで、出資者税案は、相当に世間の注目を集め、重要な役割りを果たすことになる。というのは、出資者課税方式が、株式会社税負担の軽減等ディツェルの指摘した問題と異なり、むしろ出資者の税負担の改善、広汎な出資者層の財産形成促進 (民衆資本主義)、資本調達方法と資本構成比の改善 (資本市場政策) 等といった政策目標を実現する有効な道具として構想されたからである (後述)。

今次西ドイツ法人税制の改革における出資者税に関する議論の過程は概略次のとおりである。出資者税案の構想は西ドイツでは一九六六年四月にはじめて明らかにされた⁽³⁴⁾。その年、エンゲルスはさらに出資者税案を具体化しかつ理論づけてい⁽³⁵⁾る。その後、総合経済発展のための専門委員会が、「資本参加による貯蓄と資本参加による資金調達の促進」という副題を附した一九六七・六八年次意見書において、出資者税案をとりあげて討論したので、その案は法人課税の改革をめぐる議論において重要な位置を占めるに至つた⁽³⁷⁾。さらに、エンゲルスとシュツェルは共同で出資者税の構想を再説している⁽³⁸⁾。

このような出資者課税案は、一九七七年西ドイツ法人税の制定過程において、政府当局、各種利益団体及び学識経験者によつて検討されたが、そのうち納税者連合会のカール・ブローア研究所の意見書及びボンの財政・租税研究所の見解はとくに注目に値しよう。

最後に、ケツェル⁽⁴¹⁾が一九六九年に出資者税の技術的細目に関する詳細な博士論文をシュツェルに提出し、そのシュツェルは同年五月六日に一九六九年度ドイツ租税会議の席上「出資者税」を説明し討論も交されている⁽⁴²⁾。その後一九七三年に、

企業の資金調達の見点からクローネベルク⁽⁴³⁾が出資者税について博士論文を発表している。

しかし、出資者税案は別の改革案に取つて代わられることになる。

一九七七年改正法人税の基本構想はその制定過程において変動する。エンゲルス／シュツェル共同案に前後して、連邦大蔵省学術顧問委員会が一九六七年二月に直接税改正意見書を出し、税制改革委員会の意見書が一九七一年に公刊された。⁽⁴⁴⁾ 両意見書は配当利益の経済的二重課税を完全に除去することを要請した。つづいて、連邦政府は七一年六月にその要請をいわゆるエックヴェルト決議⁽⁴⁶⁾に盛り込んだ。しかし、その後、連邦政府は、二重課税は正当化されないという見解を、第三次租税改正法案の理由書において明確に否定したのである。しかも、その改正法案が一九七七年法人税法の基礎資料として用いられることになる。⁽⁴⁸⁾

四 このように法人税法の重要なポイント——それはいずれにせよ法人税株主帰属方式の亜種変形であるが——が何故紆余曲折するのだろうか。出資者税案の構想・骨組み・意義を十分に把握しておく作業は、西ドイツ型法人税株主帰属方式の研究と理解にとつて不可欠であるようにおもわれる。出資者税案を構想しはじめた折の時代感覚並びに着眼点の把握は、現行課税方式のそれとの異同を的確に理解しうる手懸りを与えるであろう。

(一) Engels, Wolfram/Stützel, Wolfgang, *Teilhabersteuer. Ein Beitrag zur Vermögenspolitik, zur Verbesserung der Kapitalstruktur und zur Vereinfachung des Steuerrechts*, 2. überarb. Aufl., Frankfurt/M. 23. 7. 1968, Tz. 1.

(二) Engels, W./Stützel, W.; a. a. O., Tz. 1.

(三) 出資者課税 (Teilhaberbesteuerung) のドイツ用語は Somogyi, J./Walter, N.; Nochnals: "Einige Aspekte des Stützel-Planes", *zfgK* 1968 S. 1090; Ketzl, Eberhart; *Teilhabersteuer. Konzeption und Gestaltungsmöglichkeit*, Dissertation, Saarbrücken, 1969 S. 1. にもごつて使われた。

(四) この出資者 (Teilhaber) の下で、様々な会社形態への資本参加者が理解されるべきである。例えば、株主のみならず、社員 (Gesellschafter)、組合員 (Gewerke)、会員 (Mitglieder) もまた出資者として数え上げられる (so, Ketzl, E.; *Teilhabersteuer*, S. 1, Fußnote 4)。したがって

て、この事情の下には、Teilhabersteuer は、株主税又は組合税（参照、塚本健「西ドイツの法人所得課税と資産譲渡益課税」証券研究四三卷（一九七五年）二二四頁、島山武道「法人税改革の動向―比較法的考察―」租税法研究四号（一九七七年）二二頁）よりむしろ出資者税と訳すべきではからうか。将来、Teilhabersteuer の構想を小規模な資本会社及び人的会社等に適用しうる可能性が指摘されている（cf. Groves, Harold M.; Postwar Taxation and Economic Progress, 1st. ed., New York and London 1946, S. 56.）乃至考慮して、右は首肯せらるべき。

- (15) So, Keitel, E.; Teilhabersteuer, S. 1.
- (16) Dietzel, Carl; Die Besteuerung der Actien-Gesellschaften in Verbindung mit der Gemeinde-Besteuerung, Köln 1859.
- (17) So, Wöhe, Gunter; Betriebswirtschaftliche Steuerlehre, Bd. I 4. Aufl., München 1976 S. 133.
- (18) So, Henning, Friedrich-Wilhelm; Die Industrialisierung in Deutschland 1800 bis 1914, Paderborn 1973 S. 18 f. und S. 111 ff.
- (9) Dietzel, C.; a. a. O., S. 11.
- (10) So, Dietzel, C.; a. a. O., S. 11-13.
- (11) 二〇の教会及び学校のコーポレーションは総額で一三四ターレル余の賦課処分をうけ、一九の株式会社が三九、二八ターレル余の租税総額が査定された。特に、後者のうち三〇の会社がそれぞれ六〇〇ターレルの地方税を納めねばならないのに対し、教会及び財団法人(Stiftung)は一ターレン未満の租税を納付するにすぎなかつた（So, Dietzel, C.; a. a. O., S. 13）
なお、当時、株式会社が国家から利権又は優遇を受けて大きな経済的成果をあげていたので、これに特に重税を課すことが正当視されていたのである（Dietzel, C.; a. a. O., S. 8）。
- (12) So, Dietzel, C.; a. a. O., S. 10.
- (13) キツホルルの職業及び肩書きは、前掲かれの論文の表紙書きに依拠す。
- (14) Dietzel, C.; a. a. O., Vorwort.
- (15) 株式会社は地方税を課税するべきでない。というのは、株式会社が各州で地方税を課税されるならば、複数の州に支店を設け営業する株式会社は各州で地方税を課されるうえ、経済政策の視点からも、各州の地方税政策が全体としての国民経済の発展を阻碍するであろうからである（Dietzel, C.; a. a. O., SS. 98-100）
なお、ケイツ帝国の財政史の発展傾向について、参照、G・シムメルマス、中村英雄訳『租税の一般理論』（Allgemeine Steuerlehre, Berlin 1965）一八頁。
- (19) Dietzel, C.; a. a. O., S. 98 f.
- (17) So, Dietzel, C.; a. a. O., S. 33-40.
- (18) Dietzel, C.; a. a. O., S. 42 f.

- (21) Dietzel, C.; a. a. O., S. 35.
- (22) Dietzel, C.; a. a. O., S. 36 f.
- (23) Dietzel, C.; a. a. O., S. 42.
- (24) Dietzel, C.; a. a. O., S. 43.
- (25) Dietzel, C.; a. a. O., S. 44 und S. 42.
- (26) Dietzel, C.; a. a. O., S. 77 f.
- (27) So, Blum, Leo; Die steuerliche Ausnutzung der Aktiengesellschaften in Deutschland, Stuttgart und Berlin 1911 S. 102 f.; Feilberg, D.; Die Einkommenbesteuerung nichtphysischer (juristischer) Personen, Jena 1900 S. 21; Schäffle, Albert; Die Steuern, Besonderer Teil, Leipzig 1897, S. 100; Teschemacher, Hans; Die Einkommensteuer, in: Handbuch der Finanzwissenschaft, I. Aufl., Bd. 2, 1925 S. 72; Wagner, Adolph; Die Reform der direkten Staatsbesteuerung in Preußen im Jahre 1891, in: Finanzarchiv, Nr. VIII (1891) S. 680 f.
- (28) Lampe, Adolf; Reine Theorie der Finanzreform, in: Finanzarchiv, NF., Bd. 2 (1934) S. 252 f.
- (29) So, Pfeleiderer, Otto; Steuersystem und volkswirtschaftlicher Kreislauf-Kritische Anmerkungen zu Adolf Lampes "Reiner Theorie der Finanzreform", in: Finanzarchiv, NF., Bd. 2 (1934) S. 419-446.
- (30) Report of the Royal Commission on Taxation, Ottawa 1967 Vol. V, p. 45.
- (31) Groves, H. M.; Postwar Taxation and Economic Progress, p. 56; Musgrave, R. A.; The Theory of Public Finance, New York, Toronto, London, Tokyo 1959 p. 173; cf. Report of the Royal Commission on Taxation, Vol. V, p. 45.
- (32) 王領邦憲法草案の解釋書に於ての附屬意見の要旨を以てして N. N., Reform der Körperschaftsteuer—Übersicht über den Vorschlag von Professor Stützel, in: Die Aussprache November 1967, S. 313-315; N. N., Interesse für "Teilhabersteuer", in: Generalanzeiger, Bonn vom 1. Januar 1968; N. N., Steuergutschein findet Freude, in: Frankfurter Neue Presse vom 4. Januar; N. N., Teilhaber-Ertragsteuer statt Körperschaftsteuer, in: FAZ vom 22. März. 1968; N. N. Für eine Teilhaber-Ertragsteuer, in: Saarbrücker Zeitung vom 23./24. März. 1968, S. 4; N. N., CDU-Wirtschaftsrat empfiehlt Einführung der Teilhabersteuer, in: Industriekurier vom 11. Juli 1968, S. 3; N. N., Die Teilhabersteuer findet Zustimmung in der CDU: Der Wirtschaftsrat veröffentlicht überarbeitete Fassung des Stützel-Plans, in: FAZ vom 15. Juli 1968, S. 11; N. N., Wie würde die Teilhabersteuer funktionieren?, in: FAZ vom 16. Juli 1968, S. 13; N. N., Die Teilhabersteuer wird interessant, in: Handelsblatt vom 17. Juli 1968; N. N., Die "Teilhabersteuer" macht in Bonn von sich reden, in: Süddeutsche Zeitung vom 17. Juli 1968; N. N., Steuerre-

form wird vorbereitet, in: Westdeutsche Allgemeine vom 18. Juli 1968; N. N., Strauß will Steuerreform-Kommission: 53 prozentige "Teilhabersteuer" soll bei den Unternehmen erhoben werden, in: Trierische Landeszeitung vom 19. Juli 1968; N. N., "Teilhabersteuer würde kleine Anleger begünstigen, Neue Vorschläge zur Vereinfachung des Steuerrechts, in: Neue Rhein-Zeitung vom 24. Juli 1968; N. N., "Teilhabersteuer" soll "Eigentum für alle" fördern, in: Stuttgarter Zeitung vom 26. Juli 1968; N. N., Kommt die Teilhabersteuer?, in: Berliner Morgenpost vom 28. Juli 1968; N. N., Starkes Interesse für "Stutzel-Plan", Teilhabersteuer findet immer mehr Anhänger, in: Nordwest-Zeitung/Ordenburger Nachrichten vom 1. August 1968; N. N., Bastelversuche am Stutzel-Plan: CDU-Link zieht nicht mit, in: Handelsblatt Deutsche Wirtschaftszeitung, 1. August 1968; N. N., Stutzel-Plan hat gute Chancen, bei der Steuerreform berücksichtigt zu werden, in: Industriekurier vom 1. August 1968; N. N., Teilhabersteuer in: Bremer Nachrichten vom 1. August 1968; N. N. Stutzel-Plan findet Fürsprecher: Auch das Bundeswirtschaftsministerium schaltet sich ein, in: Bremer Nachrichten vom 2. August 1968; N. N., Teilhabersteuer gewinnt Freunde, in: Wiespader Kurier vom 2. August 1968; N. N. Beim Stutzel-Plan steckt der Teufel im Detail: Unbestreitbaren Vorteilen der Teilhabersteuer steht eine Reihe von Bedenken gegenüber, in: Industriekurier vom 18. September 1968; N. N., Der Plan einer Teilhabersteuer ist noch längst keine fertige Lösung: Der Prozeß der Meinungsbildung ist noch nicht abgeschlossen, in: Industriekurier vom 18. September 1968; N. N., Lohnfortzahlung nicht für sich allein: Stutzel-Plan sollte bald realisiert werden, in: Handelsblatt vom 30. September 1968; N. N., Professor Stutzel verteidigt seinen Plan, in: Industriekurier vom 7. Oktober 1968.

(31) 参照 木村弘之亮「出資者税構想の伏線」資本市場における資金調達の阻礙要因と株式保有の集中」シロミンエ七一号「三九頁以下。

(32) 収益税(金 法人税)の改革に関して 出資者税案に先だが 企業税(Betriebsteuer) が有力に提唱されたことがあつた(vgl., Terhalle, F.; Steuerumbau als Aufgabe für morgen, in: Finanzarchiv, NF, Bd. 9, 1943 S. 191 ff.; ders., Steuerumbau als Aufgabe für heute und morgen, in: Finanzarchiv, NF, Bd. 9, 1943 S. 604 ff.; Boettcher, C.; Zur Betriebsteuer, in: Stuw 1951 Sp. 411 ff.; ders., Vorschlag eines Betriebssteuerrechts, in: Stuw 1947 Sp. 67 ff.; Schmolders, G.; Organische Steuerreform, Berlin-Frankfurt 1953; ders., Steuerumbau als Aufgabe für heute, in: Finanzarchiv, NF, Bd. 9, 1943 S. 246 ff.; Schmolders, G./Boettche, C.; Betriebsteuer, in: Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Bd. 2, Stuttgart-Tübingen-Göttingen 1959, S. 92 ff.; Fischer, C.; Um ein Unternehmens-Steuerrecht, in: Stuw 1942 Sp. 601 ff.; Schulte, H.; Der Vorschlag einer „Betriebsteuer“ und das geltende deutsche Steuersystem, Berlin 1967.)

特に、連邦大蔵省の顧問委員会は一九四八年に「企業税」の導入を勧告し、三つの法律案を明らかにした。それが、経済的給付能力に基づきかつ法形態

に依存しない企業課税方式として、全ヨーロッパに導入しようか、どうか討論されたことである(Union Europeenne des Experts Comptables, Economiques et Financier (UECF): Die Bewertung von Unternehmungen und Unternehmensanteilen, Dusseldorf 1961.)
別の機会を得て、企業税案の内容に言及したが、結論を先取りすると、出資者税案は企業税案と別個に構想されている。

(33) 一九六六年・一九六七年は、西ドイツ経済成長が第二次大戦後はじめて著しく落ち込んだ時期であり、それにくく一九六八年から七三年までは、国際通貨体制及びドイツ国内の通貨政策が軌道に乗り再び経済成長が順調に進展した時期である(so, Henning, Friedrich-Wilhelm: Das industrialisierte Deutschland 1914 bis 1972, Paderborn 1974, S. 191-197.)

(34) Stützel, W.: Steuersystem und Kapitalverkehr in: Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, 1966 S. 111-135; ders., Steuersystem und Kapitalverkehr, in: Die Aussprache Mai/Juni 1966 S. 135-142.

なお、その間の事情については、参照、木村「前掲」シヨリメト七一号一三九頁。

(35) Engels, W.: Reformbedürftige Körperschaftsteuer, Vorschläge aus volkswirtschaftlicher Sicht, in: Der Volkswirt, Nr. 28, 1966 S. 1305-1306; ders., Die Körperschaftsteuer als Einkommensteuervorabzug, in: Die Aussprache Januar 1967 S. 9-14.

(36) Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, "Stabilität im Wachstum", Jahresgutachten 1967/1968, Tz. 509-515.

(37) So, Walter, Norbert, Kapitalertragsbesteuer und Kapitalmarkt. Ein Beitrag zur Körperschaftsteuerreform, Frankfurt/M. 1971 S. 88.

(38) Engels, W. / Stützel, W.: Teilhabersteuer. Ein Beitrag zur Vermögenspolitik, zur Verbesserung der Kapitalstruktur und zur Vereinfachung des Steuerrechts, 1. Aufl., Frankfurt/M., 17. Juni 1968, 2. überarb. Aufl., Frankfurt/M. 23. Juli 1968.

(39) Stellungnahme des Karl-Brauer-Instituts des Bundes der Steuerzahler, Nr. 3, Zur Teilhabersteuer, Wiesbaden, Februar 1969.

(40) Institut "Finanz und Steuer", Zur Reform der Körperschaftsteuer, Heft 91, Bonn 1968.

(41) Ketzler E.; Teilhabersteuer, 1969.

(42) Stützel, W.; Die aktuelle Diskussion: Teilhabersteuer—ein realistscher Reformvorschlag, Steuer-Kongress-Report 1969, S. 319.

(43) Croneberg, Manfred; Die Teilhabersteuer. Ein Beitrag zur Körperschaftsteuerreform unter besonderer Berücksichtigung der Unternehmensfinanzierung, Braunschweig Techn. Univ. Dissertation, 1973.

(44) Wissenschaftlicher beirat beim Bundesministerium der Finanzen: Gutachten zur Reform der direkten Steuern (Einkom-

mensteuer, Körperschaftsteuer, Vermögensteuer und Erbschaftsteuer) in der Bundesrepublik Deutschland, Bad Godesberg, Februar 1967 (Schriftenreihe des Bundesministeriums der Finanzen, Heft 9)

(42) Steuerreformkommission, Gutachten der Steuerreformkommission 1971, Bonn 1971 (Schriftenreihe des Bundesministeriums der Finanzen, Heft 17)

(43) Bulletin, Nr. 95/S.993 Bonn, den 23. Juni 1971, Steuerreform 1974, Die Beschlüsse der Bundesregierung vom 11. Juni 1971 über Eckwerte und Grundsätze (sog. Eckwerte I).

(44) BT-Drucksache 7/1470, Entwurf eines Dritten Steuerreformgesetzes, Gesetzentwurf der Bundesregierung. 09. 01. 74.

(45) BT-Drucksache 7/5310, Dritter Bericht des Finanzausschusses zu dem von der Bundesregierung eingebrachten Entwurf eines Dritten Steuerreformgesetzes — aus Drucksache 7/1470, Drucksache 7/1722 — 04. 06. 76.

第二節 配当利益二重課税の立法理由の当否

一 シュツツェルは、出資者税案を提唱するに際し、既存の法人税制及びその立法理由を論破あるいはその欠陥を指摘する必要があつた。配当利益についての二重課税制度が確固たる論拠に基づくものであるか否か。企業の法形態の選択に委ねられている二重課税は、どのように正当化されるであらうか。二重課税制度を廃しあらたな出資者税制を唱導するには、前者の制度が正当化しえないことが論証されねばならない。

そこで、まず、出資者税方式を構想したシュツツェルが、一九二〇年法人税法⁽⁴⁶⁾の立法理由書⁽⁴⁷⁾をどのように理解したかを明らかにしよう。

法人税法は一九二〇年にドイツ帝国の一つの税目として採用された⁽⁴⁸⁾。その立法理由書においていわゆる二重課税は四つの論拠をもつて正当化されている⁽⁴⁹⁾。所得税と法人税による二重課税の論拠の第一は、全段階型売上税 (Allphasenumsatzsteuer) との類似性に求められた⁽⁵⁰⁾。売上税の場合、流通する同一客体が売上税の課税対象であり、売上税の二重課税は体系上許容し

うる、と考えられている。他方、流通する同一客体は、会社が配当金として株主に支給する資産価値 (Vermögenswert) である。この関連において、配当利益に対する法人税と所得税の二重課税は、売上税の場合と同様に批判の余地がない。

次に、ある企業が株式会社という法形態を選択することによつて、特別の利点が株式会社という法形態から派生する⁽⁵⁵⁾。取引経済の全領域におけるメリットとして、株式会社が完全に自然人と対等化するほか、信用能力が著しく増強すること (Bedeutende Verstärkung der Kreditfähigkeit) が指摘される。特に、信用能力の増強によつて、資本がほとんど無制限に拡大されるようになる。

ラテナウの説く「企業自体」 (Unternehmen an sich)⁽⁵⁷⁾の法理が、第三の論拠である。「今日の大会社の実例が明示するように、資本会社 (Erwerbgesellschaften)⁽⁵⁹⁾は、自然人の経済活動における単なる補助形態にすぎないものではなく、さらに、会社固有の課題と目的を定立し、その目的の遂行に際し会社本来の母体を越えて (über ihre ursprüngliche Grundlage hinaus) 会社に出資している自然人と一部対立することさえある⁽⁶⁰⁾。」と立法理由書は記載する。

このように、法人は、個人の目的から経済的に独立し (Wirtschaftsanzipation)、独自の企業目的を追求する。それ故、企業利益が独立の法人税を課されるのである。

最後の論拠は、人的会社若しくは個人企業に比し、資本会社のスタートにおける優越性の調整である⁽⁶¹⁾。資本会社が人的会社又は個人企業に比較し遙かに強力な経済的競争者となつてきたこと、個人企業等の競争力を維持するためには税制による調整措置が直ちに講じられねばならないこと、が摘示されている。

それにも拘らず、資本会社がその所得につき課税を免れるならば、資本会社における資本の超過集積力は一層上昇するであらう。

シュッツェルは、法人税法上二重課税が右の諸理由をもつて一九二〇年当時理論づけられたと理解する一方、引きつづい

て以下のように立法理由を基本的に再検討する。

二 まず、全段階型売上税との類似性論は、配当二重課税についての懐疑を打ち消すことにはならず、むしろ逆である。⁽⁶²⁾ シュツツェルは全段階型売上税の短所として次の点を摘示する。一に、同じ経済事象すなわち原料から消費に至るまでの生産—販売過程が相異なる税率で課税されている。二に、生産から最終消費に至るまでの過程が単一の垂直的「結合」企業において進行するか又は複数の水平的企業において行なわれるかに応じて、税負担が相違する。その結果、全段階型売上税は、垂直的コンツェルン化を促進する一方、生産—販売過程のうちの特定部分のみを担当する企業にとつてハンディキャップとなる。換言すれば、右売上税は、垂直に結合しうる大企業を優遇し、そうすることのできない小企業にとつて負担となる。三に、この文脈において、右売上税は最適の分業を阻碍する要因となる。全段階型売上税はこのように実際に競争上の不平等を招来するに過ぎず、立法技術の模範となりえない。

それにも拘らず、立案者が競争の平等化を論拠に配当二重課税を正当化することは不可解である、とシュツツェルは主張する。

次に、信用能力の増強は資本会社に対する課税論拠となりえない。⁽⁶³⁾ というのは、経営経済的に考察すれば、他人資本調達には、資本会社の責任財産 (Haftungsmassen) が増大するにともない、比例的又は超過比例的に増加する、と一般に予想される。しかし、現実には信用を受けうる可能性 (Kreditaufnahmefähigkeiten) は、何時どのように超過比例的に増加するか分明でない。さらに、人的会社あるいは資本会社のいずれの法形態の会社が、より大きな信用能力を獲得するかは、会社の法形態を基準にしては速断し難い。法人課税を受けない合名会社・合資会社等が存在する一方、法人課税の対象となる小規模な株式会社も現存する。

このように、責任財産の規模の観点から特別に株式会社に課税することは租税法の体系上矛盾する。大きな責任財産では

なく株式会社という法形態が課税されているのである。

同様のことは、第四の超過競争力の論拠についても該当する。⁽⁶⁴⁾

最後に、配当二重課税の論拠とされた「企業自体」の法理がもつとも興味深い。当時の株式法及び法人税法の領域において企業自体の法理が主張されたが、⁽⁶⁵⁾他方、戦後の新株式法の立法方針は「企業の」経済的所有者としての株主、大衆株主（Volksaktionäre）、民衆資本主義（Volkskapitalismus）を強調する。⁽⁶⁶⁾言いかえると、法人税法の立法理由にみる「企業自体」の法理と新株式法の立法理由書にみる法人擬制説とのあいだには、基本的に相容れない思考が横たわっている。⁽⁶⁷⁾

それにも拘らず、現在なお、「法人税を独立の租税として維持することを弁護する者は、政治的「一枚舌」を使っているのである。」⁽⁶⁸⁾とシヨットは批判を締め括る。

(64) Reichskörperschaftsteuergesetz vom 30. März 1920 (DRGBl. S. 393).

(65) Begründung zum KStG 1920, Verhandlungen der verfassungsgebenden deutschen Nationalversammlung, Bd. 341, Anlagen zu den Stenographischen Berichten Nr. 1976, Berlin 1920 S. 10, S. 12 und S. 14.

(66) Stützel, W.; Steuersystem und Kapitalverkehr, in: Die Aussprache 1966 S. 135; ders., Steuersystem und Kapitalverkehr, in: Tagungsprotokoll, Nr. 26 der ASM, S. 121 ff.; vgl., Engels, W., Reformbedürftige Körperschaftsteuer, in: Der Volkswirt, Nr. 28 v. 15. Juni 1966, S. 1305; Ruppe, Hans Georg, Die steuerliche Doppelbelastung der Körperschaftgewinne, Wien 1967, S. 34 ff.; Gutachten der Steuerreformkommission 1971, S. 304 und S. 307 ff.; Institut "Finanzen und Steuern", Zur Steuerreform. Die Körperschaftsteuer, Heft 100 Bd. 6, Bonn März 1976 S. 11.

(67) ヲンツェットは法人税制の「トウ」例を「」 vgl., Ruppe, H. G., Die steuerliche Doppelbelastung der Körperschaftgewinne, S. 32 ff.; Rasenack, Christian A. I., Die Theorie der Körperschaftsteuer, Berlin 1974, S. 19 ff.; Institut "Finanzen und Steuern", Heft 100 Bd. 6, S. 9 ff.

(68) Vgl., Popitz, Joh., Körperschaftsteuer, in: Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4. Aufl., Bd. V, 1923 S. 895-900; Teschemacher, Hans, Die Einkommensteuer, in: Handbuch der Finanzwissenschaft, 1. Aufl., Bd. 2, 1925 S. 65-132; Becker E., Ist es erwünscht, das Einkommen aus Gewerbebetrieb nach gleichmäßigen Grundsätzen zu besteuern, ohne Rücksicht auf

- die Rechtsform, in der das Gewerbe betrieben wird?, in: Verhandlungen des 33. Deutschen Juristentages, Berlin, Leipzig 1925, S. 433 ff., ders., in: Zeitgemäße Steuer- und Bilanzfragen 1924, S. 173-195.
- (7) Stützel, W.: Die Aussprache 1966 S. 135, ders., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 121; vgl., Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1305.
- ハンヤムスは第三の論題「トコト税」の類似性を挙げています。
- (8) Stützel, W.: Die Aussprache 1966 S. 135, ders., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 121 f.; vgl., Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1305.
- 第一論題「トコトハンヤムス」は株式会社を容易に資本市場へ送りおこなうべきであると結論する。
- (9) Rathenau, von Walthers: Vom Aktienwesen. Eine geschäftliche Betrachtung, Berlin 1917.
- (10) 参照、例えば、田中耕太郎「株式会社法改正の基本問題」法律協会雑誌四八巻一頁三五頁以下、新山雄三「株式会社法構造の理解をめぐる若干の覚書」岡山大学法学部雑誌一七巻四号五三頁以下。
- (11) Stützel, W.: Die Aussprache 1966 S. 135, ders., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 122; vgl., Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1305.
- ハンヤムスは第四の論題「トコト」を挙げています。
- (12) 前述の「Erwerbsgesellschaften」は今日「資本会社 (Kapitalgesellschaften)」と呼ばれて (so, Kießlin, Heinz; Körperschaftsteuer, 5. Aufl., Düsseldorf 1974 S. 15.)
- (13) Begründung zum KStG 1920, Verhandlungen der verfassungegebenden deutschen Nationalversammlung, Bd. 341, Anlagen zu den Stenographischen Berichten Nr. 1976, S. 14.
- (14) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 135, ders., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 122; vgl., Engels, W., Der Volkswirt 1966, S. 1305.
- ハンヤムスは競争上の理由を第三の論題「トコト」を挙げています。
- (15) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 135 f., ders., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 122 ff.; vgl., Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1305.
- (16) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 138, ders., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 129; vgl., Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1305.
- (17) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 138, ders., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 130; vgl., Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1305.

出資者税構想の提唱とその契機

1966 S. 1305.

(65) をしあたり、注57に挙げた文献をみよ。

(66) 株式法改正の基本方針について、木村「前掲」ジュリスト七一―七二頁、一四〇頁及びそこに掲げた文献・資料をみよ。

(67) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 138, ders., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 131; Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1305.

一九六五年株式法はむしろ株主に経済的所有者の地位を与えようとする (so, Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1305)。

(68) So, Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 131; ders., Die Aussprache 1966 S. 138.

第三節 法人税制改革の必要性

一 戦後西ドイツにおいて初めて出資者税の構想が表明されたのは、「租税体系と資本流通」に関する講演においてである⁽⁶⁹⁾。配当利益にかかる法人税と所得税との二重課税の調整といったミクロな視点から、出資者税方式が西ドイツにおいて構築されたのではない。そのシュツェルの講演内容は、法人税制の改革が必要であること、「資本の流れの歪みが」二重課税(所得税と法人税の並存)等によつて惹起されていること、及び法人税制改革についての具体的提案であつた⁽⁷⁰⁾。シュツェルは、当時の社会・経済情勢とその問題状況を鋭く認識したうえ、その改革の必要性を説明し、西ドイツの採用していた二段階税率方式⁽⁷¹⁾にかえあらたに出資者税方式を合理的な課税方式として提唱したのである。

まず、かれの認識・分析した背景は、左のごとく再確認することができよう。この再確認は、出資者税構想が当時いかなる理由・事情の下で提案されたかを理解し説明するのに必要な作業であるとおもわれる。

西ドイツの資本市場は患い付いている⁽⁷²⁾。少数の者に著しく資産が集積し、他の者は資本不足の状態に陥っている。この傾向は、シュツェルの見解によれば、大略、二つの原因に帰す⁽⁷³⁾。一は、福祉―所得水準をはじめ外的事情が広汎に好転していること、他の一は、とくに民法・会社法・租税法⁽⁷⁴⁾その他公法等、現行の法規制自体が好ましくない傾向を生みだしている

ことである。

一九六六年当時の西ドイツの経済生活は、それら二つの主要原因に基づいて悪しき状況にあつた。

戦後二二年を経た平和な時代にこそ、あたらしいタイプの経済政策が再考さるべきである。とりわけ資本市場政策、貯蓄奨励政策及び財産形成政策は、矛盾のない体系だった立法によつて改善さるべきである。⁽⁷⁵⁾⁽⁷⁶⁾

さらに、右の脈絡において、出資者税の構想が民衆資本主義に適合する課税体系 (ein volkskapitalismus-konformes Steuersystem) として提唱されていることは、右構想の出発点として確認しておかねばならぬ。⁽⁷⁷⁾

二 ところで、西ドイツにおける通貨改革 (一九四八年) 後しばらく、企業の資本調達は、実質的に資本市場を通して行なわれていない。⁽⁷⁸⁾ 株式による資金調達に対する障害物とその原因が、以下のように認識されて、税制改革の必要性を肯認させている。⁽⁷⁹⁾ シュッツェルはその障害要因として配当停止、資本市場育成法、貯蓄奨励のための優遇措置及び配当二重課税を列挙する。

1 株式による資金調達のアスペクトから考察すれば、法人税と所得税の並存は体系違反である。シュッツェルは、まず株式会社と二重課税のあいだに存する諸問題について、つづいて二段階税率方式による弊害について分説する。⁽⁸⁰⁾ とりわけ後者の二段階税率方式が重要な意義を有する。

企業の法形態として株式会社を選択する場合にかぎつて、二重課税の問題が惹起する。⁽⁸¹⁾

例えば、一一名の者が共通の営利目的を追求するために共同で合資会社を設立し、そしてかれらのうち二名が無限責任社員兼務役員 (Geschäftsführer und Komplementäre) であり、その他の者は有限責任社員であるとする。一一名の各社員全員は、その会社の配当利益と留保利益の合計に対する各自の持分について、それぞれ各自の所得税率を適用して、かれの所得税を納付すべきである。また、合資会社は人的会社であるので法人税を課されない。この事情の下では、ある社員の持分の相

場価格が騰貴するか下落するかは、税法上重要でない。これと対照的に、右と同じ企業目的が株式会社の法形態でもつて追求される場合、会社の収益は二度課税される。一度は、株式会社たる法人格の法人税であり、二度目は、株主の所得税である。

さらに、株式会社が同族の経営による小規模会社である場合には、銀行は、その同族株式会社 (Familiengesellschaft) に信用を供与するに際し、しばしばその株主に連帯債務を引き受けさせる。株式会社の株主は本来有限責任を負うにすぎないにも拘らず、その株主は實際上自己の財産をもつて連帯責任を負わさせられているのである (株主の有限責任から無限責任へ)。したがつて、同族株式会社と合名会社の相違は事実上消失しているといえよう。

それにも拘らず、右同族株式会社は、租税上、通常の株式会社と全く同様に取扱われる。

また、特にスイスで多数みられる同族株式会社は、事実上合資会社と異ならない。ここでは、株式の譲渡制限、種類株の損失限度 (Verlustbeschränkungen) が人的会社の場合と同様にみられるからである。このような会社も、株式会社の法形態をとつているので、その実態に拘らず、二重課税をうける。

以上のシュツェルの摘示から推察すると、かれは、企業利益がいかなる企業の法形態で得られたかを問わず、すべての所得が等しく課税されるべきことを前提としている。

つづいて、いわゆる二段階税率方式による二重課税の緩和とその弊害が論及される。一九六六年当時、西ドイツの法人税―所得税制は、完全な二重課税ではなく、二段階税率方式により二重課税を緩和していた。粗収益のうち内部留保に係る部分に対しては五パーセントの税率が、配当に係る部分については約二三パーセントの税率が適用されていた。後者の配当軽減措置によつて二重課税が緩和されているのである。

ところが、その二段階税率方式が多数の重要問題をあらたに惹起したことは、看過できない⁽⁸²⁾。西ドイツにおける議論の主

たる対象は、二重課税が二段階税率の方式によつて排除又は緩和されているかどうかではなく、むしろ配当軽減措置の副作用である。その理由として次の諸点をあげることができる。

企業が内部留保策よりも正統的資金調達策又はこれと類似の配当即時再投資策をとる場合のほうだが、中低所得者(三七パーセント以下の限界所得税率にある株主)にとつて税負担が軽くなる。これと対照的に、その選択は高所得者(大株主)に対する「処罰的租税」を課すことを意味する。それ故、二段階税率方式は、大株主小株主間の利害対立を惹起しそれを拡大する。⁽⁸⁵⁾⁽⁸⁶⁾配当即時再投資方法に基づき軽減される(小)株主と、この方法のため直接内部留保方式よりも重課される(大)株主との利害対立である。⁽⁸⁷⁾

そのうえ、大株主は企業経営に多大の影響を与えることができるので、その結果、企業は配当即時再投資策を敬遠する一方、内部留保を増大させる。かくして企業の資本構成比は偏在することになった。

右の関連において、増大する大衆貯蓄が株式を通して企業に投下されることは、余り多くない。

しかし、このことは民衆資本主義の理念に反する。連邦政府は大衆株式の発行に基づく財産形成を助成せんとしているが、この政策は先にみた租税法上の利害対立の状況のため挫折するにちがいない。⁽⁸⁸⁾当時、シュツェルはこのように法人税と民衆資本主義の関係を憂えていたのである。⁽⁸⁹⁾

以上を要約すると、企業利益がいかなる企業の法形態で得られたかを問わず、すべての所得は等しく課税されるべきである。ある企業が株式会社の法形態をとるが故に、二重課税がなされるべき合理的根拠は乏しい。さらに、配当二重課税を緩和する二段階税率方式が、大小株主間の利害相剋、資本構成成比の不均衡及び財産形成若しくは民衆資本主義の阻碍要因となつている。二重課税の排除又はその調整自体は重要な問題でない。

2 配当停止が一九四一年配当制限令に基づき継続されていたが、一九五二年に撤廃された。⁽⁹⁰⁾

シュツツェルはその撤廃措置を体系的に適切だと評価する。⁽⁹²⁾

3 貯蓄奨励のための優遇措置法が一般的の制度として存在する。⁽⁹³⁾これは、保険・住宅建設貯蓄銀行へ貯蓄する者を含め、すべての者に対する租税優遇措置である。

しかし、税制による貯蓄奨励措置は、体系上内在的問題を含んでいる、とシュツツェルは批判する。⁽⁹⁴⁾所得税法の課税標準は納税義務者の許における全取引である。他方、貯蓄奨励のための租税優遇措置は、所得税に係わるものであるが、全取引でなく個別の取引(貯蓄)を対象とするにすぎない。それ故、そのような租税軽減若しくは奨励金付与という貯蓄奨励措置は、総合累進所得課税の体系上、内在的問題を含んでいる、と考えられるからである。

右脈絡において、十分に租税優遇又は奨励金を享受しさらに当該措置法を活用して投資することができるのは、高所得者(例えば、従来から貯蓄を継続している者若しくは相続により財産を取得した者)であり、中低所得者(新規に貯蓄を始める者)ではない。

4 第一次資本市場育成法(Kapitalmarktförderungsgesetz)⁽⁹⁵⁾が一九五二年に施行される。まず、一連の利子生み証書(Reutenpapiere)の利子収益に対する所得税(資本収益税)は、同法一条(又は同条により追加された所得税法第三条a)に基づき、(二次購入者、二次購入者、高所得者、低所得者を問わず)すべての購入者について課税されない。

この資本収益税(所得税の一亜種)の非課税措置は、しかし、累進所得課税の体系に違反するばかりでなく、一部の者だけを優遇するにすぎない、と消極的に評価されている。⁽⁹⁶⁾

次に、資本市場における特定の有価証券(例えば、抵当証券、地方債等)は資本収益税の対象から除外されている(参照、所得税法第三条a)。したがって、そのような有価証券の取得は所得税の増加をきたさないうえ、所得税法は累進税率を採用しているので、資本収益税(所得税)の免除は、中低所得者よりも、最高限界所得税率の適用をうける高所得者にとって一層有

利である。それ故、この資本収益税の課税をうけない有価証券は、集中的に高所得者層へ移転するであろう。

さらに、資本収益税を免れる有価証券の所有者は、その所得の一部を課税されないので、すべての納税義務者は等しく課税されるべきであるという原則は毀損(97)されている。

最後に、一定の代替性のある有価証券 (bestimmte fungible Titel) を直接に発行者から取得した者 (一次取得者) は、その取得価額のうち一定限度額までを課税所得から控除することができる。但し、その一次取得者が、有価証券の長所である代替性を放棄し、かつその有価証券を数年間以上封鎖預託 (Sperredeposit) しておく場合にかぎられる (参照、第一次資本市場育成法第一条三項、所得税法第四三條一項)。

しかし、シュツツェルはこの特別措置に二つの短所を指摘する(98)。一は、有価証券の特質である代替性が放棄される場合にかぎつて、一次取得者が国家から優遇をうけるので、右措置は有価証券の特質上自己矛盾している。他の一は次の事情にみられる。右措置は、代替性なき有価証券を購入して封鎖預託をすれば、所得税を軽減しようとするものである。事実、そのような有価証券の一次取得者は、二次取得者等に比し租税優遇 (Steuerorteil) を享受していた。ところが、その有価証券が三年ないし五年 (参照、所得税法四三條一項四号・五号) 後に封鎖を解かれいわゆる「誕生日」を迎える。流通市場 (セカンド・ハンド市場) におけるその有価証券の相場は、右「誕生日」に発行市場 (一次取得市場) の相場より先の租税優遇分だけ低下する。その結果、資本市場の育成という所期の成果は十分に達成されず、さらに国庫もまた租税歳入を逸失するにすぎない(99)。

以上を要するに、第一次資本市場育成法の諸規定は、総合累進所得課税の体系上問題であるのみならず、資本市場の育成という所期の目的を十分に果しえず、合理的に資本の流れを規制しているとは言い難い。

三 国民経済における資本の流れとその課税が、中心問題である。どこへ貨幣は流れてゆくのか。資本は、最大の経営経済的収益を期待させるところへ通常流れてゆく。資本の流れが正しく嚮導されるということは、資本が無条件に株式会社に還

流することを意味しない。資本は、中規模の企業に流れ込み、さらに小規模の企業に流入することもありうる。⁽¹⁰⁾もし、租税が全く存在しないならば、次のことが考えられるであろう。例えば、複数の株主がウラン鉱石産出を目的とし株式会社を設立したのち、同社がその設立目的を果して大きな売上と収益をあげることができたとする。この場合、稼得された金員は出資者に流れ込むが、その際、出資者は、その金員をいずれの使用目的に使うかを自から決定する。したがって、資本は、既存の会社から出資者を經由しさらにあたらしい投資へと流動することができるとする。

すべての出資者が比例所得税又は累進所得税を課税されるとしても、資本はやはり会社から出資者を經由してさらにあたらしい投資へと流れゆく。⁽¹⁰⁾会社が収益を分配するか会社内部に留保するかを問わず、出資者は企業の収益に対しかれの所得税率に基づき納税する。したがって、資本が流れてゆくすべての道筋で、等しく課税が行なわれる。所得税の累進性そのものは、この資本の流れに障碍とならない。⁽¹⁰⁾

次に、独立型の法人税を導入したとしよう。右の様相は根本的に変化する。⁽¹⁰⁾法人税率は五〇パーセントでありA株主の限界所得税率は教会税を含めて三〇パーセントであり、B株主のそれは六〇パーセントだと仮定する。この場合、資本の流れについて以下の簡単な計算式が成立する。税引前収益一〇〇マルクが全額出資者に配当され、かれがその配当金を何らかのあたらしい目的に使用することに決める場合、まず五〇マルクの法人税が課税され、その他に一五マルク(A株主の場合)又は三〇マルク(B株主の場合)の所得税が課税される。両税を合計すると六五マルク又は八〇マルクの租税が納付さるべきことになる。したがって、株主は僅かに三五マルク又は二〇マルクをあたらしい使用目的に投下しうるにすぎない。他方、会社が一〇〇マルクの収益を全額内部留保し自からあたらしい使用目的に投下する場合、五〇マルクの法人税が徴収されるので、差引き五〇マルクがあたらしい使用目的への投資のために残る。

それ故、逆算して、あたらしい使用目的のため一〇〇マルクを投入しようと思う場合、(出資者への全額配当、つづいてかれ

個人の意思決定に基づく投資という) 古典的資金調達方法によれば、税引前収益が二八五マルクないし五〇〇マルク必要となる。他方、会社自身による——配当せずに——直接投資の場合、二〇〇マルクの税引前収益で足りる。

設例から判明するように、古典的資金調達方法が選択される場合、「租税による処罰」(Steuerstrafe)は、A株主にとつて八五マルク(285-200=85)である。これは、A株主が再投資に用いうる金額(一〇〇マルク)の八五パーセントである。処罰的租税の比率は八五パーセントであると表現できよう。B株主の場合、その差額は三〇〇マルク(500-200=300)である。これは、最終的に再投資に用いうる金額の三〇〇パーセントである。⁽¹⁰⁵⁾

このように、ある会社から出資者を經由して別の会社へ辿る資本流通(古典的資金調達方法)は、独立型法人税の導入を契機に、再投資のために使用処分しうる金額の八五パーセントないし三〇〇パーセントという禁止的関税(Prohibitivzölle)が課せられているのである。⁽¹⁰⁶⁾

かくして、法人税の導入以来、それまで正常な資金調達方法と見做されていた古典的方法が可及的に回避されようとしていることは、驚くに値しない。

右禁止的関税の導入の帰結は、資金の大部分がそれを稼得した会社に内部留保されることである。本来の会社目的の将来性がもはや期待しえない場合でさえ、資金はその会社内部に留つていよう。さらに、その会社は、当初と同一の設備でなく全くあたらしい設備を調達するために、既存の設備によつて得た利益(と減価償却引当金)を使用することもあろう(物的設備の構造改革)、あるいは又、ある会社甲の稼得した収益(資金)があたらしい設備を設置し運営するに必要な資本の最低限を充足するに十分でないことがしばしばある。この場合に、会社甲は、まず会社乙あるいは丙と共同で子会社丁を設立し、ついで従来の出資者に増資を募ることがある(企業形態の構造改革)。これは既存のコンツェルン内部におけるピラミッドの構築を意味する。

さらに、前述の意味における禁止的関税の結果、すべての株式会社（すべての子会社、孫会社、姉妹会社を含め）の最終的出資者、したがって自然人自身は、年々益々あたかも神聖ローマ帝国直属の地位を失つた諸侯のごとくその地位を下げてい⁽¹⁰⁷⁾る。かつては、出資者たる自然人は、直接に会社に資本参加し、さらにその会社の事業部門特有のリスクについて了解しかつその管理者について若干の知識を有していたが、今日ではそのような人達はコンツェルン内の親会社の出資者だけである。シュツェルが特に憂慮する点は、株主（とりわけ局外株主）の地位が低下するにつれ、パケツトで⁽¹⁰⁸⁾ない各株式の取引相場（*Börsenkurs einzelner pakettreier Aktien*）が、企業の貯蓄を個人株主の貯蓄として正確に計算し直すときに資産として当該株主に分配されるであろう金額を遙かに下廻つており、あるいはコンツェルン構成会社全体を通して最終的に計算される場合の一株当り会社資産と著しい格差がみられることである。⁽¹⁰⁹⁾

この事情の下では、株式は局外株主から大株主又は外国会社へ移転・集中する⁽¹¹⁰⁾。一方では、局外株主であるが故に、僅かな配当金を宛行われる個人株主が存する。他方、株式相場又は配当金でなく株式でもつて支配しうる会社の価値（コンツェルンの背後に潜むものの価値）に基づいて株式の価値を判断せんとする個人大株主又は外国会社が存在する。両者のあいだで利害が相剋する。一般に、後者の自然人及び外国会社が存するかぎり、株式の移転（*Wanderung von Aktien*）が生じる。というのは、株式は、小株主の手中にある場合より、会社の価値（*Gesellschaftswert*）自体に着目する大株主の掌中にある方が価値が高いからである。

以上を要するに、禁止的関税若しくは二重課税が行なわれているかぎり、資本は清流のごとく流通しない。法人所得は配当されず内部留保され、コンツェルンは益々巨大化し、個人株主はその地位が急速に低下し、結局、株式保有の集中化が進行する。いわゆる禁止的関税が廃止されるならば、資本は国民経済上合理的にフローするであろう。

最後に、シュツェルは国内の資本の流れのみならず国際的な資本の流れをも念頭に置いていることを附言しておきたい。

四 国民経済の立場から特に二重課税の総合経済的效果 (die gesamtwirtschaftliche Wirkungen der Doppelbelastung) が、⁽¹¹⁾ ングルスにより考察されている。

法人税は、他人資本を優遇して企業の資本構成比を歪めているので、景気変動 (Konjunkturrempfindlichkeit einer Wirtschaft) を増幅する。景気不安定の起因の一は、企業の借入金による資金調達比 (他人資本比) に依存する。株式による資金調達が少ないことが景気の不安定に伝導するメカニズムは、いわゆる「梘子の作用」で説明される。⁽¹²⁾

さらに、企業が多くの利益を稼得した場合、内部留保に基づく投資がよく行なわれる。消費支出は総体的に比較的安定しているので、企業家の投資支出が景気変動の規定因子となる。特に、投資行動に関するティンバーゲン (ノーベル経済学賞受賞教授 (Timbergen)) の研究によれば、前年度の利益が投資支出額にとつてもつとも重要な規定因子である。⁽¹³⁾

以上の結果、株式による資金調達比の低い企業経済は、一方で景気を過熱し、他方で不況の危険性を拡大する傾向にある。

次に、高所得者は株式を、中低所得者は債券又は貯蓄預金 (Sparkonto) をそれぞれ有利な投資形態だと考える。⁽¹⁴⁾ というわけは、ある株式会社が、例えば六〇パーセントの所得税率 (含、教会税) にある一人の大株主と二〇パーセントの所得税率にある多数の小株主から構成されており、その会社が利益の全額を内部留保したと仮定する。この場合、企業利益は五一パーセントの法人税率を適用されるので、法人税引後、大株主小株主は共に企業利益の四九パーセントについて持分を有する。これと対照的に、所得税だけが課税される投資形態の場合には、高所得者には収益の四〇パーセントだけが手許に残り、中低所得者の手許には収益の八〇パーセントが残る。この事情の下では、長期的には、高所得者はすべて株式を購入し、中低所得者はその資産を債券の形で投資するであろうからである。近時、広範囲の国民層はますます多くの資産を形成しているが、その資産の大部分は債券の形で貯蓄されている。これは、二重課税が惹起した利害対立の所為である。

かくして、連邦政府は大衆株式を發行させ「中低所得者」を経済への参加者 (Teilhaber der Wirtschaft) にせんと期しているが、この政策は、二重課税に起因する利害対立が排除されないかぎり、挫折の懸念がある⁽¹¹⁵⁾。長期的には常に株式は高所得者へ移転するであろうからである。

さらに、当時も、法人税法は法人税を費用と認めず借入金の子を費用に認めていたので、他人資本調達が選好されがちである⁽¹¹⁶⁾。この傾向に拍車をかける事情がさらに存した。会社の負債比率が前述の法人税法の影響により上昇するにつれ、企業家は、高利廻りだがリスクの大きい投資と低利廻りだが確実な投資とのいずれかを選択するにあたり、後者を優先せざるをえない。この選択は企業の立場からは適切だといえようが、総合経済の観点からは資金が無駄に投下されている、とエンゲルスは主張する⁽¹¹⁷⁾。企業の個別利益と国家の総合経済利益とは、本来、同じ方向を指向すべきにもかかわらず、法人課税が両利益の分化・分裂を促進しているのである。

五 シュッツェル及びエンゲルスは、一九六六年中頃にそれぞれ独自に法人税制の改革の必要性及び出資者税の構想を公表した⁽¹¹⁸⁾。両者の主張する力点には、既述のごとく、若干の齟齬が見出されうるが、その大要は軌を一にするとされる。

ついで、一九六八年六月一七日にエンゲルスとシュッツェルは共同で「出資者税」を執筆し、直ちに同年七月二三日にその第二版を重ねている⁽¹¹⁹⁾。

その書物は「財産形成政策、会社資本構成比の改善及び租税の簡素化のために」を副題とする。これら三つの政策が、兩教授の提案にかかる出資者税構想の主要な設定目標を特徴づけている。その設定目標を視座にすえ、法人税制改革の必要性が分析される。

1 西ドイツの累進税制度は、高所得者よりも低所得者のチャンスの改善をその目的とするもつとも重要な道具の一である⁽¹²⁰⁾。この制度は、財産形成政策の観点からすれば、低所得者のための累退効果 (Degressionseffekt zugunsten der Ärmere)

を指すものである。なぜなら、累進税制は、高所得について比較的重税を課し、低所得については零負担若しくは負の負担（補助金交付）をもつて終つてゐるからである。

この累進所得税制の目的のためには、所得のすべての部分について累進税率を適用する必要がある。ところが、このことは従来法人の未配当利益の部分について行なわれていない。というわけは、未配当利益は五一パーセントの比例税率の法人税を課せられているからである。すなわち、所得の特定部分についてはすべての出資者（その所得層を問はず）が同一の負担で課税されているからである。比例税率の法人税が爾後に所得税と調整されず最終的なものとして存在するかぎり、給付能力に基づく課税の原則は空洞化する。

2 この関連において、累進所得税のほかに、比例税率の最終的法人税を蔵する西ドイツ収益税法系は、「すべての者のための所有権」(Eigentum für alle)^(註)という社会政策に違反する。というわけは、中低所得者が合資会社に出資する場合には、かれは引出 (Entnahmen) のみならず留保利益についても完全に累退効果を享受することができる。とくに、留保利益について、低所得者は共同の裕福な有限责任社員よりも少ない税額を納付すれば足りるからである。したがつて、会社利益がすべて内部留保されると、低所得者の持分は高所得者のそれより急成長するであろう。

他方、株式会社は、本来、大規模な事業計画を遂行するために僅ずつの出資金を多数の人びとから調達せんとする制度である。しかし、株式会社に出資する中低所得者は、留保利益についてあたかも高所得者の如く五一パーセントの税率で課税され、逆に、五一パーセント超の所得税率にある高所得者は留保利益について節税することができる。

このように、法人の留保利益に対する重い比例税率課税制の下では、中低所得者は、株式市場において資金を投下し難く、したがつて企業の資本財を共有することも少からず停滞する。

また、自己資本は、意図的に大部分留保されるので、収益率は上昇する。そこで、株式資本は「株式相場が高騰するの

で」もつばら高所得者によつて提供されることになる(株式保有の集中化)。

したがつて、右の租税体系においては、大衆株主あるいは従業員持株の制度は、全くチャンスがなく、早晚再び株式保有の集中化の過程で挫折するであらう。

かくして、低所得者には大きなチャンスを、高所得者には小さなチャンスを与えんとする累退制の基本理念は、比例税率の法人税が累進所得税と並存することによつて著しく空虚なものとなつている。

3 配当利益に対する重複課税はコンツェルンの形成を促進する。その理由は既述のとおりである。

次に、コンツェルンの構造が複合的に多重になればなるほど、小株主の持分の価値は、大株主のその背後に退きがちである。小株主は、会社利益が配当されず内部留保されかぎり、長期にわたつて「飢餓状態」に置かれるが、これに対し、大株主はいざとなれば会社資産自体を入手することも可能である。

さらに、株式取引に際しての支配株の割増し金 (Paketzuschlag) 制度は、大株主の持分の価値と小株主のそれとの相違を意味する。ある納税義務者が同一の資本金会社に対し二五パーセント以上の持分(株式)を有する場合、この支配株は相場価額の合計よりも大きい価値を有する。支配株が評価される場合に(評価法一条三項)、割増し金はその株式の相場価額の合計額に加算されるからである。この割増し金が支配株の割増し金と呼ばれるものである。支配株の分量が増えるにつれて割増し金は多額になるので、大株主は株式を買い漁るであらう。その結果、株式は小株主から大株主へ移行する。

以上の考察から、①財産形成政策、②企業の資本構成比の改善、③租税の簡素化のために必要な措置としては、一次的に、「低所得者のためになる累退制」を留保利益にまで拡大し、留保利益に対する比例税率の最終的法人税を廃止することが必要であるといえよう。

(6) の演説は Stützel, W., Steuer-system und Kapitalverkehr, in: Tagungsprotokoll Nr. 26 der Aktionsgemeinschaft Soziale Marktwirtschaft, "Eigenes Kapital — Gemünzte Freiheit", Ludwigsbürg, S. 111-135. の記録をよむ。『これら二篇は同の内容が、 ders., Steuer-system und Kapitalverkehr, in: Die Aussprache 1966, S. 135-143. に轉載された。』

(7) 小島(「税制改革」(Kleine Steuerreform))と「二重課税」(ein gespaltener Steuersatz)が一九五三年に導入された。Gesetz zur Änderung steuerlicher Vorschriften und zur Sicherung der Haushaltsführung vom 24. 6. 1953, BGBl. I 1953, S. 413.

(7) 時代背景については、参照、注33。

(73) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 111.

(74) 参照、木村「前掲」シフスマン一四二頁以下。

(75) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 112 f.

(76) 法人税と所得税の並存についての固有の問題は、二重課税に存するのではない。最終的に資本参加している自然人に至るまでの過程における、企業収益に対する租税が問題である故、前記両税並存の好ましかつある帰結は、資本の流れ (Kapitalströme) の形態 したがって資本参加による資金調達 (Beteiligungsfinanzierung) の領域である (so, Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 136)。

(77) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 140.

(78) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 113.

但し、参照、塚本健「西ドイツの法人所得課税と資産譲渡益課税」証券研究四三卷(一九七五年)二〇五頁、同「西ドイツの証券税制」証券研究一〇卷(一九六四年)二五五頁以下。

(79) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 113-115.

塚本「前掲」証券研究四三卷二〇五頁は、西ドイツ法人所得税改革の契機として、就中「国際資本交流の伸展と一九六六年・六七年不況を強調する(参照、島山武道「法人税改革の動向」租税法研究四号二二頁)。

(80) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 119-121; vgl. ders., Die Aussprache S. 135.

(81) 共同出資にかかると企業が稼得した収益に対する自然人(出資者)の持分が、その企業がいかなる法形態で営まれるかに応じて、全く相異なる負担で課税される。これがもつて問題である (so, Stützel, W., Die Aussprache 1966, S. 136)。

右所論にエンゲルスは異を唱える。一定の経済的成果が特定の法形態によつて達成しうるにすぎない場合、その企業の法形態が経済的に合理的であっても租税の観点から不合理だと判断されることがあり、逆もありうる。エンゲルスは、この事態を国民経済の視点から問題だと指摘する(参照、注86)。すなわち、経済的に同じ企業活動が種々の法形態で形成されている場合に、たとえ相異なる税負担を課せられるとしてもそれは重要な問題ではない、と、説く (so, Engels, W., Die Körperschaftsteuer als Einkommensteuervorbzug, Steuertrag und Steuertechnik bei einer

Reform der Körperschaftbesteuerung, in: Die Aussprache 1967 S. 9.)

(82) Stutzel, W., Die Aussprache 1966 S. 138 f.

(83) 参照 吉牟田勲「法人税・所得税の二重課税調整度合の計算方式論」税務大学校論叢二二(一九七八年)一七一頁以下。

(84) Stutzel, W., Die Aussprache 1966 S. 140.

参照 木村「前掲」ジュリスト七一―一四三頁以下。

(85) Ebbenso, Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1305.

(86) 株主総会の決議が二重課税をうけるか否かを選択決定する (so, Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1305)。以下のようにエンゲルスは明解に分析する。留保利益は基本税率五一パーセントの法人税を課税されるが、他方、配当利益は経減法人税と所得税を課税される。

この事情の下では、五一パーセントを超える所得税率(含、所得税と教会税)にある高所得者(大株主)は、企業利益をすべて内部留保し、自己の所得税率を下廻る基準税率(五一パーセント)で課税されることを選択する。他方、五一パーセント未満の所得税率にある中低所得者(出資者)は一次的に人的会社の法形態(特に GmbH & Co. KG)を選択する。なぜなら、その中低所得者(出資者)の所得税率は留保利益に対する法人税率より低いので、このような法人税の課税されない人的会社の法形態が採られる。かれらは企業利益に対する利益持分(事業所得)について所得税課税されることを望むからである。

右の関連において、多数の高所得者が共同で会社を設立する場合、かれらは、租税上の理由で、株式会社の法形態を選択し、企業利益を可及的に会社に内部留保せんとする (so, Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 9)。

最後に、資本会社が高所得者と中低所得者という異質の出資者から成っている場合には、配当政策について利害関係者のあいだで対立する。二段階税率方式の下では、小株主(中低所得者)は内部留保より配当を選択し、逆に、大株主(高所得者)は内部留保に利益を見いだす。したがって、株主総会において大株主・小株主が内部留保と配当のいずれを選択するかに応じて、税負担の軽重は異つてくる (so, Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 9)

以上の考察から、注81にみるエンゲルスの異論が理論づけられる。すなわち、経済的に観察すれば、株式会社の形態は、様々な潜在能力をもつ多くのパートナーが寄り集まることを可能にする筈のものである。ところが、法人税は、異質な (nichthomogen) 株主のあいだに、人的会社の場合にみられない、利害相剋を惹き起こす。まさに、資本会社が経済的に有意義である筈の場合に、すなわち、異質な出資者と多数の小資本が集まる場合に、資本会社は租税上馬鹿げた取扱いをうけるのである (so, Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 9)。

(87) 配当即時再投資方式が採られた場合、限界所得税率(含、教会税)六〇パーセントにある株主の手許には、税込み収益一〇〇マルクのうち三〇・六マルク $((100 - 23.4) \times (100 - 60) \% = 30.64)$ が残り、限界所得税率零パーセントにある株主には七六・六パーセント $(100 - 23.4 = 76.6)$ が手許に残る。他方、税込み収益一〇〇マルクが直接に全額内部留保される場合、四九マルクが残る。それ故、内部留保より配当の方が、前者の株主にとって一

ハ・四・ト・ン (49-30.6=18.4) 損じあり、後者の株主はハ・ト・ン (76.6-49=27.6) 得ざる。利害の格差は四・ト・ン (76.6-30.6=46.0) なる (vgl., Stützel, W., Die Aussprache 1966, S. 140, Fußnote 1.)。

(38) So, Stützel, W., Die Aussprache 1966, S. 138.

(39) その他、国際租税上の問題もまた法人税法の二段階税率方式から派生している。一方で、ドイツの会社は、重い法人税 (五一パーセント) を回避する目的で、その本店をタックス・ヘイブンのに移転するよう促され、他方、二段階税率方式は、配当に対し軽減税率を適用するので、外国人の掌中にある株式会社の特典となりうる (so, Engels, W., Der Volkswirt 1966, S. 1305)。

(40) Die VO zur Begrenzung von Gewinnausschüttungen vom 12. 6. 1941, die 1. VO zur Durchführung der Dividendenabgabe VO vom 18. 8. 1941 und die 2. VO zur Durchführung der Dividendenabgabe VO vom 5. 5. 1942.

(41) Gesetz zur Aufhebung der Dividendenabgabe VO vom 15. 12. 1952 (BGBl. I 1952 S. 804) 及び 1941年配当制限令と 1951年 11月 11日付の閣議決定 (so, Die Information über Steuer und Wirtschaft für Industrie, Handel, Handwerk und Gewerbe 1953, S. 46) 及び「同法は Dividendenabgabeverordnung vom 12. 6. 1941 (RGBl. I S. 323, RSBl. S. 433) を廃止する (so, Die Information über Steuer und Wirtschaft für Industrie, Handel, Handwerk und Gewerbe 1953, S. 174 und S. 46)

(42) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 113.

(43) 貯蓄・預金・有価証券の付与による貯蓄奨励措置と 1959年の貯蓄・預金・有価証券法 (Gesetz über die Gewährung von Prämien für Sparleistungen (Spar-Prämiengesetz) vom 5. 5. 1959, BGBl. I S. 241) により導入された。同法はその後 1970年八月五日付の新法 (BGBl. I S. 1213) に継承された。

なお、貯蓄・預金・有価証券の付与による、vgl., Gutachten der Steuerreformkommission, S. 260 und S. 1051.

(44) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 115.

(45) Erstes Gesetz zur Förderung des Kapitalmarkts vom 16. 12. 1952 (BGBl. I S. 793, BSBl. 1952 I S. 985). 同法に基づき、所得税法三条の「三条の」四三條、四四條及び四六條が追加改正され、さらに法人税法一九九三項、二〇條が追加改正されている。所得税法三条の規定は現行同条一項において妥当しており、その邦語訳は須貝脩一・清水敬次・浅沼潤三郎「ドイツ法人税法の研究⑨」税法学一五六号三六頁にみられる。所得税法三条の「一九七四年に削除された。同法四三條及び四四條の規定は京大比較税法研究会「ドイツ法人税法の研究」税法学二二四号二八頁以下及び税法学二二五号二七頁以下に邦訳されているが、現行法上改正されている。前記法人税法一九九三項及び二〇條も現行法上改正されている。なお、第一次資本市場育成法の概要については、参照、塚本健「西ドイツの証券税制」証券研究一〇巻 (一九六四年) 二五六頁以下。

(46) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 113.

(47) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 114.

ität im Wachstum", Ziff. 505 ff. (Ziff. 509-515); Report of the Royal Commission on Taxation, Vol. 1, 4 and 6, Ottawa 1967; Wissenschaftlicher Beirat beim Bundesministerium der Finanzen, Gutachten zur Reform der direkten Steuern in der BRD, 1967; Loi-n° 65, 566 (J. O. du 13. juillet 1965)

(11) Engels, W./Stützel, W., Teilhabersteuer. Ein Beitrag zur Vermögenspolitik, zur Verbesserung der Kapitalstruktur und zur Vereinfachung des Steuerrechts, 1. Aufl., Frankfurt/M. 17. 6. 1968, 2. Aufl., Frankfurt/M. 23. 7. 1968.

(12) Engels, W./Stützel, W., Teilhabersteuer 2. Aufl., Tz. 2-7.

(13) Engels, W./Stützel, W., Teilhabersteuer. 2. Aufl., Tz. 3.

なお「⁽¹²⁾この者のための所有権」という標語は「新株式法の改正過程にみる基本方針としても、しばしば用いられたことに留意されたい」(so, Schäffer, Fritz, Die Aktienrechtsreform und ihre Probleme, BB 1968 S. 1253. 参照) 木村「前掲」シヤリスト七二一号一三九頁、一四〇頁及びそのに掲げた注)

第四節 代替案の検討

一 1 シュツツェルは、法人税制改革の必要性を認識したのち、具体的に代替案を検討する。⁽¹²⁾一つの代替案は配当金を、他人資本(借入金)の利子と同様に、法人所得の金額の計算上損金に算入しうる費用として扱い、さらに配当に対する源泉徴収税率を現在の一五パーセント(実効税率約二三パーセント)から零パーセントへ引下げるのである。ここでは、留保利益は一度だけ比例税率の法人税を課税され、配当利益も一度だけ株主の許で所得税を課されることになる。このようにして、二重課税は排除される。支払配当損金算入方式と呼ばれるのがこの方式である。

シュツツェルは、一九六六年四月の講演において当該代替案を消極的に評価しているが、その講演に先だつ三年前には右方式を支持したことがある。⁽¹³⁾改説の理由は以下の諸点にある。

支払配当損金算入方式にしがえは、株主は、「法人税法上」表面的には利子受取人(Zinsempfänger)と同一地位に立つことになり、それ故、企業の年金受給者(Rentempfänger)の烙印を押されるであろう。そのうえ、この方式は、リテナ

ウの説く「企業自体」の法理への復帰を意味しよう。株主が法人との関係において局外者と同一視されるからである。現行株式法の理念は、株主を経済的共同所有者と見做しているので、当該方式の観念と両立し難い、とシュツツェルは説く⁽¹²⁴⁾。

さらに、企業の資金調達方法の相違に基づく税負担の軽重は、支払配当損金算入方式にあつても依然として残る。なぜなら、留保利益は一律に五一パーセントで課税され、(受取)配当は株主の所得税率によつて課税されるからである。

同様の理由で、配当即時再投資策に賛同する小株主(低い所得税率の適用をうける者)と内部留保を主張する大株主(高い所得税率にある者)との利害は、株主総会における意思決定に際し、これまで以上に鋭く対立するであろう⁽¹²⁵⁾。

最後に、企業が(支払)配当金を費用として損金算入することは体系上疑問である。支払配当損金算入方式が配当を利益持分(Gewinnanteil)でなく債務利子として取扱ひ配当の性格を租税法上変更することを、シュツツェルは正当でないと批判する⁽¹²⁶⁾。

なお、シュツツェルの強調する留保利益に対する累退課税の観点から、当該方式を批判することも可能であるとおもわれる。

2 シュツツェルは、法人(株式会社及び有限会社)が経済的共同所有者の目的達成のための補助道具であるにすぎないと規定する。かれは、この見地から、法人税の性格を特別税(eine definitive Sondersteuer)から賃金税と同じく所得税の源泉徴収税へ変革せんとする。この代替案は、法人税を所得税の一徴収形態に変更せんとする⁽¹²⁷⁾。会社の徴収納付する「法人税」は、株主固有の所得税債務と相殺されるのである。出資者税方式がこれである。

二 1 エンゲルスはシュツツェルの場合とやや異なり、次の代替案を紹介したことがある。一は、フランス型法人税株主帰属方式であり、二は、二段階税率方式を排し、例えば三五パーセントの比例法人税率を導入して二重課税を緩和せんとする方式である。三は、株式会社の利益を一律に五一パーセント税率で課税する一方、配当所得については株主の許で課税し

ない方式である。

しかし、かれは、前記代替案に立ち入った検討を加えず、独自に出資者税を構想した。⁽¹²⁸⁾

2 エンゲルスも、法人税を所得税の一徴収形式に変革せんとする。かれの構想の場合、株主は会社の所得をかれの持分に応じて自己の所得として納税申告しなければならず、会社の徴収納付する「法人税」は株主の所得税と相殺される。

(12) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 131 ff.; ders., Die Aussprache 1966 S. 140 ff.

(13) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 140; ders., Tagungsprotokoll Nr. 16 der ASM, S. 134 f.

(14) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 140.

(15) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 140.

(16) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 140.

(17) その詳細は Stützel, W., Die Aussprache Mai/Juni 1966 S. 140 ff. に於いて明らかにされた。

一九六六年四月二〇日における講演では「マッシュネルは十分に出資者課税方式の内容について開陳しなかつた (ders., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 131 f.)」

(18) Engels, W., Die Volkswirt 1966 S. 1305.

第五節 小 括

意図的な行動には動機づけが必要であることは言うまでもない。法律が制定される場合、通常、立法理由が国会等の審議において明らかにされる。これは、行為―動機づけの関係を示すものである。しかし、現実には立法理由は、当該法律規定を有権的に正当化し人びとを説得することに資していると思わしうのではなからうか。殊更にこのように述べる理由は次の点にある。すなわち、立法理由書及び議事録等に見られる公式の立法理由が、ときに真実の立法理由と混同されがちだからである。(特に外国の) 法定の眞の理由(動機)を探求することは極めて困難である。そのため、公式の立法理由をもつ

て真実の理由に代えて済ませることが、ややもすれば行なわれがちである。

しかし、外国の法制度についてその真の動機(制度目的)を可及的に正確に理解することなくその法制度をわが国に(部分的にせよ)導入することがあるとすれば、それは余りにも問題が大き過ぎるのではなからうか。例えば、主として「税制の国際的ハーモニゼーションの見地」⁽¹²⁾から法人税を改正すべきだとする議論には説得力を十二分に認めがたい。

そこで、一九七七年ドイツ法人税の立法過程における最初の改正案として位置づけられる出資者税構想が、どのような時代背景と動機の下でいかなる政策目標を設定し、その実現のためにどのような法技術を用いようとしたか。本稿は、出資者課税方式の提案者の意図を可及的に審らかに理解しつつ右の問題を考察したものである。

まず、出資者税案が、資本流通との関連において提唱されていることに留意すべきであろう。西ドイツの経済成長が第二次大戦後はじめて著しく落ち込んだ一九六六年に、シュツツェルが「租税体系と資本流通」に関する講演のなかで出資者税の構想を明らかにした。しかも、これに先だつて、かれはすでに株式法の改正過程において法人税制の資本の流れに対する悪影響を指摘していたのである。⁽¹³⁾すなわち資本市場が法人税制によつて阻碍されていたのである。

次に、出資者税構想は民衆資本主義に適合する課税体系であることが、摘示されている(本稿第三節二)。株式法の改正にあたりその基本方針として同じく民衆資本主義が強調されたことが、ここで想起されよう。⁽¹⁴⁾

右のような(1)資本市場の問題点の改善と(2)民衆資本主義の要請から、(3)幅広い社会層の株式購入による貯蓄を奨励し、これでもつて(4)国民の財産形成の推進と(5)企業の資本構成比を改善し、さらに(6)国民経済成長を回復し安定にすることが必要だとされた。最後に、留保利益に対する累進課税の必要性も鋭く指摘された(本稿第三節)。

このような必要性の認識は、特定の政策目標すなわち資本市場政策、財産形成政策、貯蓄奨励政策、配当政策等の設定が行なわれていることを意味する。

現実の改革の必要性及び設定目標の実現を阻碍する諸要因が、詳細に分析された。配当二重課税が阻害要因の重要なものとして除去されるべきだと処方されたのである。

前記の政策目標の達成及び配当二重課税の除去を合理的に行ないうる法制度が、法技術的に可能かどうか。その回答の一として出資者課税方式が提唱されたと理解することができるとはなからうか。確かに、出資者税構想の歴史を繙くとき、ディツェル案あるいはランペ案にはそれぞれ経済的社会的政治的環境と未熟な課税技術といった特殊事情が確認されうる(本稿第一節)。しかし、課税技術はコンピュータ等の導入により著しく進歩しており、また経済的社会的情勢も変貌してしまつてゐる。それ故、現今では出資者課税方式は推奨するに値する、とシュツェル及びエンゲルスらは説くのである。

なお、フランスが右とほぼ類似の政策目標実現手段として一九六五年にフランス型法人税株主帰属方式を導入したことは、別稿で指摘したとおりである。⁽¹²⁹⁾

やがて、フランス型法人税株主帰属方式の経験と分析を踏まえて、出資者税案は克服されてゆく。⁽¹³⁰⁾

(129) 参照、「企業課税小委員会報告(昭和五五年九月)」、税務弘報二八卷一、二号付録四六六頁以下、特に四七二頁。

もつとも、チャールズ・E・マクリューアー・ジュニア、スタンレー・S・サリー(訳者)金子宏(法人税と所得税の総合——討論のための論点——)「税経通信三五卷一、二、三頁以下、社団法人日本証券業協会欧州証券税制調査団「欧州証券税制調査報告書(昭和五五年九月)」のような論稿・資料も公にされている。

(130) 参照、木村「出資者税構想の伏線——資本市場における資金調達の問題要因と株式保有の集中」ジュリスト七一、二、三九頁以下。

(131) 参照、木村「前掲」ジュリスト七一、二、三九頁以下。

(132) 参照、木村「フランス型法人税株主帰属方式とその教訓(上)——納税払戻請求権と配当補給」ジュリスト七二、七三、七四頁以下。

(133) 別の機会を得て、出資者税案をめぐる賛否両論を分析したい。